

令和8年第1回（3月）定例会

議案説明

令和8年2月20日

（令和8年度関係）

(令和8年度関係)

議案番号	件名	ページ
議案第15号	令和8年度山陽小野田市一般会計予算について	1
議案第16号	令和8年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について	4
議案第17号	令和8年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について	4
議案第18号	令和8年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について	4
議案第19号	令和8年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について	5
議案第20号	令和8年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について	5
議案第21号	令和8年度山陽小野田市病院事業会計予算について	5
議案第22号	令和8年度山陽小野田市水道事業会計予算について	6
議案第23号	令和8年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について	7
議案第24号	令和8年度山陽小野田市下水道事業会計予算について	7
議案第25号	山陽小野田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第26号	山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第27号	山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第28号	山陽小野田市津布田一丁目地区かんがい排水施設維持管理運営基金条例等を廃止する条例の制定について	8
議案第29号	山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第30号	山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第31号	山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第32号	山陽小野田市県収入証紙購入基金条例を廃止する条例の制定について	9

(令和8年度関係)

議案番号	件名	ページ
議案第33号	山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第34号	山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第35号	山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10

引き続きまして、諸議案について順次御説明いたします。

議案第 15 号から議案第 24 号までは、令和 8 年度の当初予算であります。

議案第 15 号は、一般会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 361 億 5,000 万円で、前年度当初予算に比べて 4.7%、16 億 2,000 万円の増額となりました。

それでは、各項目の主な事項については、款を追ってその概要を御説明申し上げます。

まず、歳入について御説明いたします。

市税については、個人市民税では、個人所得の増が見込まれることから、前年度と比較して 5.2%の増を見込み、固定資産税では、建物の新築・増築の増や市内事業所の設備投資の増が見込まれることから、前年度と比較して 3.6%の増を見込み、市税全体で、3.6%増の 105 億 6,720 万 1,000 円を計上しております。

次に、地方譲与税については、地方揮発油譲与税において、暫定税率廃止の影響による減が見込まれることから、全体で 3.3%減の 1 億 6,301 万 8,000 円を計上しております。

次に、利子割交付金からゴルフ場利用税交付金までは、それぞれ実績と国の指標等を勘案した上で計上しております。

次に、環境性能割交付金については、自動車税の環境性能割廃止の影響による減が見込まれることから、10 万円を計上しております。

次に、地方特例交付金については、地方揮発油税の暫定税率廃止及び環境性能割廃止の影響による減収を補填するために、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金、自動車税減収補填特例交付金、軽自動車税減収補填特例交付金の皆増を見込んでおり、55.6%増の 7,700 万円を計上しております。

次に、地方交付税については、普通交付税では、公立大学経費の増などに伴い、基準財政需要額の増加が見込まれることから、3.2%増の 84 億 5,000 万円、特別交付税では、実績と国の指標等を勘案した上で 8 億 5,000 万円を見込み、全体で 4.0%増の 93 億円を計上しております。

次に、交通安全対策特別交付金は、実績を勘案した上で400万円を計上しております。

次に、分担金及び負担金については、1.0%増の1億1,037万円、使用料及び手数料は、0.7%減の3億6,922万6,000円を計上しております。

次に、国庫支出金については、参議院議員選挙事務費の皆減や児童手当の減などがあるものの、地域未来交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増などにより、全体では9.9%増の49億8,075万6,000円を計上しております。

また、県支出金については、県知事選挙事務費や地域水産物供給基盤整備事業補助金の皆減などがあるものの、給食費負担軽減交付金の皆増や後期高齢者医療保険基盤安定費の増などにより、全体では4.6%増の22億7,333万3,000円を計上しております。

財産収入については、市有地売払収入の増などにより、188.4%増の1億2,024万5,000円を計上しております。

寄附金については、0.4%減の2億4,000万円を計上しております。

次に、繰入金については、減債基金繰入金の増や退職手当基金繰入金の皆増などがあるものの、財政調整基金繰入金やふるさと支援基金繰入金の減などにより、全体で22.5%減の16億8,595万8,000円を計上しております。

また、繰越金については、前年度と同額の3,000万円を計上しております。

次に、諸収入は、小型自動車競走事業収入の増や、津布田一丁田地区かんがい排水施設維持管理運営基金清算金の皆増などがあるものの、デジタル基盤改革支援補助金、学校給食費の減などにより、34.5%減の8億9,019万3,000円を計上しております。

最後に、市債については、市民館整備事業債の皆減やきらら交流館整備事業債の減などがあるものの、市民体育館整備事業債や保育所施設整備事業債の増などにより、全体で42.4%増の33億5,960万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

まず、議会費では、2.1%増の2億5,213万2,000円を計上し、総務費では、情報システム標準化・共通化事業費の減や市議会議員選挙費の皆減などがあるものの、公立大学法人山口東京理科大学施設整備補助金・授業料等減免補助金

の増や、市民体育館整備事業費の皆増などにより、全体で9.1%増の89億5,758万2,000円を計上しております。

次に、民生費では、のぞみ園整備事業費の皆減などはあるものの、小野田地区保育所整備事業費や保育所等運営支援事業費の増などにより、3.5%増の127億7,683万7,000円を計上し、衛生費では、浄化槽整備推進事業費や公害対策費の減などがあるものの、病院事業負担金や小野田浄化センター施設整備事業費の増などにより、11.0%増の30億3,104万6,000円を計上しております。

続いて、労働費では、1.5%減の4,604万9,000円を計上し、農林水産業費では、刈屋漁港海岸保全施設整備事業費の増はあるものの、土地改良事業費や埴生漁港整備事業費の減などにより、9.5%減の5億5,785万1,000円を計上しております。

また、商工費では、工場設置奨励金等交付事業費の増などにより、19.7%増の7億9,361万9,000円を計上し、土木費では、橋梁補修事業費や市営住宅改修事業費の減などがあるものの、港湾整備事業費や公共下水道事業負担金の増などにより、0.5%増の27億4,537万5,000円を計上しております。

消防費では、宇部・山陽小野田消防組合費分担金の減などがあるものの、山陽消防署埴生出張所整備事業費の増などにより、2.1%増の12億3,526万3,000円を計上しております。

また、教育費では、学校給食に係る賄材料費の増や特別教室空調設備設置事業費の皆増などがあるものの、GIGAスクール推進事業費や小学校施設改良補修事業費の減などにより、0.7%減の20億9,544万3,000円を計上しております。

続いて、災害復旧費では、鉾害復旧費の増により、48.8%増の610万円を計上し、公債費では、近年の金利上昇に伴う地方債利子の増により、1.1%増の36億270万3,000円を計上し、予備費では、前年度同額の5,000万円を計上しております。

最後に、債務負担行為として、きらら交流館再整備事業ほか12件を設定し、地方債として、地方債の借入限度額などを設定しております。

議案第 16 号は、駐車場事業特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 5,407 万 1,000 円となり、前年度当初予算に比べて 32.2%、2,567 万 8,000 円の減額となりました。

歳出については、一般管理費では、駐車場維持管理に関する経費など 2,487 万 6,000 円を計上し、予備費では 2,919 万 5,000 円を計上しております。

これに要する財源としては、使用料 2,488 万 4,000 円、繰越金 2,914 万 3,000 円、諸収入 4 万 4,000 円を充てることとしております。

議案第 17 号は、国民健康保険特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 65 億 1,126 万 2,000 円となり、前年度当初予算に比べて 5.6%、3 億 8,384 万 9,000 円の減額となりました。

歳出については、保険給付費では、療養諸費、高額療養費等の実績を勘案し、49 億 3,538 万 4,000 円を計上しております。そのほか、総務費 1 億 3,773 万 5,000 円、国民健康保険事業費納付金 13 億 2,342 万 3,000 円、保健事業費 8,619 万 2,000 円などを計上しております。

これに要する財源としては、国民健康保険料 8 億 7,687 万 3,000 円、県支出金 50 億 2,262 万円、一般会計繰入金 5 億 3,131 万 9,000 円、国民健康保険基金繰入金 5,625 万 2,000 円などを充てることとしております。

最後に、債務負担行為として、特定健康診査・集団健診業務を設定しております。

議案第 18 号は、介護保険特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 70 億 1,917 万 6,000 円となり、前年度当初予算に比べて 2.1%、1 億 4,610 万 1,000 円の増額となりました。

歳出については、保険給付費では、実績等を勘案して、64 億 4,911 万円を計上しております。そのほか、総務費 1 億 3,530 万 5,000 円、地域支援事業費 4 億 2,834 万 4,000 円などを計上しております。

これに要する財源としては、介護保険料 13 億 729 万 5,000 円、国庫支出金 16 億 2,541 万円、支払基金交付金 18 億 165 万 9,000 円、県支出金 9 億 7,059 万 4,000 円、一般会計繰入金 11 億 665 万 1,000 円、介護給付費準備基金繰入

金 1 億 8,000 万円などを充てることとしております。

議案第 19 号は、後期高齢者医療特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 15 億 6,820 万 8,000 円となり、前年度当初予算に比べて 13.2%、1 億 8,284 万 6,000 円の増額となりました。

歳出については、総務費 2,884 万 5,000 円、後期高齢者医療広域連合への納付金 15 億 3,723 万 8,000 円などを計上しております。

これに要する財源としては、後期高齢者医療保険料 11 億 7,099 万 1,000 円、一般会計繰入金 3 億 9,371 万 3,000 円などを充てることとしております。

議案第 20 号は、小型自動車競走事業特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 299 億 6,405 万 9,000 円となり、前年度当初予算に比べて 14.8%、38 億 5,660 万 1,000 円の増額となりました。

令和 8 年度の本場の開催日数は、通常開催は年間 69 日、ミッドナイトレースは年間 84 日で合計 153 日を予定しております。また、受託場外発売日数を含めた総営業日数については年間 335 日を予定しております。

歳出については、競走事業費 297 億 7,385 万 9,000 円、公債費 20 万円、繰出金 1 億円、予備費 9,000 万円を計上しております。

これに要する財源としては、競走事業収入 299 億 615 万 6,000 円、繰入金 5,789 万 3,000 円、諸収入 1 万円を充てることとしております。

最後に、債務負担行為として、競走場施設整備事業技術協力業務を設定しております。

議案第 21 号は、病院事業会計予算であります。

まず、収益的収支の収入では、病院事業収益を 53 億 4,726 万円としております。このうち医業収益は、入院収益、外来収益、その他医業収益で 47 億 4,821 万 2,000 円、医業外収益は他会計補助金、他会計繰入金等で 5 億 6,935 万円、訪問看護ステーション事業収益は 2,966 万 8,000 円、特別利益は 3 万円を計上しております。

支出では、病院事業費用を 57 億 3,641 万 2,000 円としております。このうち医業費用は給与費、材料費、経費、減価償却費等で 54 億 5,585 万 6,000 円、医業外費用

は、支払利息、雑支出等で2億3,691万7,000円、訪問看護ステーション事業費用は3,962万9,000円、特別損失は101万円、予備費は300万円を計上しております。

この結果、税処理後の損益計算では2億6,554万3,000円の単年度純損失を見込んでおります。

次に、資本的収支の収入では、企業債、他会計負担金、寄附金で2億1,035万円としております。支出では、医療機器更新等の建設改良費、企業債償還金で4億8,661万3,000円を計上しております。

この結果、2億7,626万3,000円の差引不足額が見込まれますが、内部留保資金等で補填することとしております。

議案第22号は、水道事業会計予算であります。

まず、業務の予定量のうち、年間有収水量については、657万9,628立方メートルとし、主要な建設改良事業については、浄水場施設整備や配水管の更新工事を予定しております。

次に、収益的収支の収入では、給水収益等の減により、前年度比2,240万7,000円減の16億3,134万6,000円としております。

支出では、人件費、負担金等の減により前年度比5,138万6,000円減の14億7,850万3,000円としております。

この結果、税処理後の損益計算では、8,398万8,000円の単年度純利益を見込んでおります。

次に、資本的収支の収入では、一般会計からの経営基盤強化出資金7,000万円を計上し、企業債、工事負担金等を含めた収入総額は、前年度比395万7,000円増の5億8,677万2,000円としております。

支出では、建設改良費を7億8,330万7,000円計上し、償還金、予備費を含めての支出総額は、前年度比2億2,789万2,000円減の11億4,646万4,000円としております。

この結果、5億5,969万2,000円の差引不足額が見込まれますが、損益勘定留保資金等に加え、積立金6,081万円を取り崩して補填することとしております。

議案第 23 号は、工業用水道事業会計予算であります。

まず、業務の予定量については、2 事業所に 675 万 2,500 立方メートルの配水を予定しております。

次に、収益的収支の収入では、給水収益等の減により、前年度比 5,301 万 9,000 円減の 2 億 3,314 万 4,000 円としております。

支出では、動力費、受水費等の減により、前年度比 2,782 万 7,000 円減の 2 億 3,215 万 8,000 円としております。

この結果、税処理後の損益計算では、72 万 5,000 円の単年度純利益を見込んでおります。

次に、資本的収支については、収入はなく、支出において、建設改良費、償還金、投資で支出総額として、前年度比 5 億 474 万円増の 5 億 2,415 万 6,000 円としております。

投資の 5 億円については、流動資産と流動負債の差額にて措置し、差引不足額計算から除外しております。この結果、2,415 万 6,000 円の差引不足額が見込まれますが、損益勘定留保資金等に加え、積立金 827 万 5,000 円を取り崩して補填することとしております。

議案第 24 号は、下水道事業会計予算であります。

まず、業務の予定量については、水洗化戸数を 1 万 5,542 戸、年間総処理水量を 482 万 6,278 立方メートルと見込んでおります。主要な建設改良事業としては、下水道事業の概成^{がいせい}に向け管渠整備^{かんきよ}を進めるとともに、処理場・ポンプ場の長寿命化工事を予定しております。

次に、収益的収入及び支出の予定額については、収入の下水道事業収益は、下水道使用料は減となる一方、一般会計負担金の増などにより前年度比 9,602 万 5,000 円増の 20 億 7,963 万 5,000 円としております。

支出の下水道事業費用は、管路調査業務などの増により前年度比 6,338 万 5,000 円増の 19 億 9,768 万 7,000 円としております。

この結果、税処理後の損益計算では、単年度純損益は発生しておりません。

また、資本的収入及び支出の予定額については、収入の資本的収入は、企業債及び国庫補助金の増により前年度比 5 億 2,634 万 7,000 円増の 20 億 2,194 万 5,000 円

としております。

支出の資本的支出は、建設改良費などにより前年度比 5 億 6,781 万 3,000 円増の 28 億 7,266 万 6,000 円としております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8 億 5,072 万 1,000 円については、損益勘定留保資金等により補填することとしております。

議案第 25 号は、山陽小野田市行政手続条例の一部改正であります。

これは、令和 5 年 6 月 16 日に公布されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律に基づき、行政手続法の聴聞等の通知に係る公示送達の規定が改正され、令和 8 年 5 月 21 日から施行されることを受けて、本市の行政手続条例における公示送達に関する規定についても同様の改正を行うものであります。

議案第 26 号は、山陽小野田市職員給与条例の一部改正であります。

これは、令和 7 年度の人事院勧告を受けて、通勤手当の支給に係る駐車場の利用について、本市においても国に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものです。

改正の内容としては、国や県等に派遣された職員が、駐車場を利用しその使用料を負担する場合、1 月 5,000 円を上限に駐車場代を通勤手当として支出できるようにするものであり、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしております。

議案第 27 号は山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正であります。

これは、昨今の社会経済情勢に鑑み、補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定を行うため、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が令和 8 年 4 月 1 日に施行される予定であることから、山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第 28 号は、山陽小野田市津布田一丁田地区かんがい排水施設維持管理運営基金条例等の廃止であります。

山陽小野田市津布田一丁田地区かんがい排水施設維持管理運営基金条例は、臨時

石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法に基づく鉱害復旧事業で設置したかんがい排水施設の維持管理及び施設更新に要する財源に充てるため、山陽小野田市新幹線厚狭駅整備基金条例は、山陽新幹線厚狭駅整備を進めるため、山陽小野田市新山野井工業団地かんがい揚水施設維持管理基金条例は、新山野井工業団地の開発に伴い設置されたかんがい揚水施設の維持、管理経費の財源に充てるため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき設置されたものです。

これらの基金については、所期の目的をおおむね達成したこと、また、本基金を取り巻く社会経済情勢が大きく変化したことを踏まえ、この度、これらの基金を廃止しようとするものであります。

議案第 29 号は、山陽小野田市介護保険条例の一部改正であります。

これは、介護保険法施行令の改正に伴い所要の改正を行うものです。

改正の内容としては、令和 7 年度の税制改正により、給与所得控除の最低保証額が引き上げられたことによる介護保険料への影響がないように、介護保険料の算定基準となる合計所得金額や市民税の課税・非課税の判定を税制改正前の水準とする特例措置を講ずるものであります。

議案第 30 号は山陽小野田市児童クラブ条例の一部改正であります。

これは、昨今の働き方の多様化や子育て世代を取り巻く社会情勢の変化に伴い、保護者の就労状況等を勘案し、児童クラブにおける保育時間を延長することで子育て支援の充実を図ることを目的として、所要の改正を行うものであります。

議案第 31 号は、山陽小野田市国民健康保険条例の一部改正であります。

これは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、令和 8 年度の国民健康保険料から、子ども・子育て支援納付金を賦課・徴収することに関する規定を整備するとともに、保険料の賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定基準を改正するものであります。

議案第 32 号は、山陽小野田市県収入証紙購入基金条例の廃止であります。

山陽小野田市県収入証紙購入基金条例は、山口県収入証紙の購入及び売りさばき

に関する業務を円滑かつ効率的に行うため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき設置されたものです。

山口県が令和 8 年 9 月末をもって、県収入証紙の販売を終了することに伴い、10 月 1 日以降は、県から県証紙を購入する必要がなくなるため、当該基金を廃止するものであります。

議案第 33 号は、山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正であります。

これは、学校運営協議会の委員が地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号に規定する特別職の非常勤地方公務員に該当することから、委員に対する報酬を新たに定めるものです。併せて、既条文の項ずれに伴う引用条項の整理等、所要の改正を行うものであります。

議案第 34 号は、山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

これは、令和 6 年度の人事院勧告を受けて、病院局企業職員についても国に準じた職員給与の改定を実施するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 35 号は、山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

これは、令和 6 年度の人事院勧告を受けて、水道局企業職員についても国に準じた職員給与の改定を実施するため、所要の改正を行うものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。